

岐阜労働局長 メッセージ

～ 第 63 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

今年も 10 月 1 日から「全国労働衛生週間」が実施されます。

本週間は、国民の労働衛生に関する意識の高揚を図り、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等を目的として、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 63 回を迎えます。

岐阜県内の業務上疾病の被災者数は、平成 21 年には大幅に減少したものの、平成 22 年、23 年と 2 年続けて増加となっております。また、県内の定期健康診断の結果をみると、何らかの所見を有する労働者の割合は平成 23 年は 47.0%と前年に比べ減少となりましたが、いまだ有所見率は半数近くに達しており健康診断結果に基づく措置の実施を着実に取り組んでいく必要があります。

さらに、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移しているなど、過重労働による健康障害やメンタルヘルス不調などの健康問題への取組みはますます重要な課題となっています。

今年度は第 11 次労働災害防止計画の最終年であることから、以上の状況を踏まえ、各事業場において労働者の健康障害防止はもとより、管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的な推進をお願いします。また、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図るため、受動喫煙のない職場の実現を図ることも重要です。

このような観点から、本年度は、

『 心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理 』

をスローガンとして「全国労働衛生週間」が展開されます。

本週間を契機として、各事業場において、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現のため、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の促進をお願い申し上げます。

平成 24 年 8 月

岐阜労働局長 矢部 憲一